

津市消防団員被服貸与規程

平成 1 8 年 1 月 1 日消防本部訓第 2 3 号

改正 平成 2 2 年 3 月 3 1 日消防本部訓第 1 0 号

平成 3 1 年 3 月 2 9 日消防本部訓第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、津市消防団員の服制に関する規則（平成 1 8 年津市規則第 2 2 5 号）第 4 条の規定に基づき、津市消防団員（以下「消防団員」という。）の職務に必要な被服の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与消防団員及び被服の種類等)

第 2 条 被服の貸与を受ける消防団員並びに消防団員に貸与する被服（以下「貸与被服」という。）の種類、貸与の対象及び数量は、別表のとおりとする。

(貸与被服の着用)

第 3 条 被服の貸与を受けた消防団員（以下「貸与団員」という。）は、活動中特別な理由がある場合を除くほか、貸与被服を着用するものとする。

(貸与被服の管理)

第 4 条 貸与団員は、貸与被服を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(紛失及び損傷の処置)

第 5 条 貸与団員は、貸与被服を亡失し、又は使用できない程度に損傷したときは、貸与被服（亡失・損傷）届（別記様式）により、速やかに消防団長に届け出なければならない。

2 前項の場合において、貸与被服の亡失又は損傷が当該貸与団員の責めに帰すべき理由によるときは、当該貸与団員は、弁償その他の責めを負わなければならない。

(返納)

第 6 条 貸与団員は、被服の貸与期間中に退職し、又は失職したときは、速やかに貸与被服を返納しなければならない。

附 則

この規程は、平成 1 8 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日消防本部訓第 10 号）

1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この訓の施行の際に、現に合併前の津市消防団、久居市消防団、河芸町消防団、芸濃町消防団、美里村消防団、安濃町消防団、香良洲町消防団、一志町消防団、白山町消防団又は美杉村消防団の消防団員として貸与されている被服は、この訓の規定により貸与された貸与品とみなす。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日消防本部訓第 4 号）

この訓は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

種 類	対 象	数 量	貸与期間	備 考
制服	分団長以上及び 女性消防団員	1	実情に応じて消 防団長が定 める。	消防団長は、 予算及びその 他の状況によ り、臨時に貸 与し、又は貸 与しないこと ができる。
制帽	分団長以上及び 女性消防団員	1		
活動服	全団員	1		
ベスト	学生機能別団員	1		
略帽	全団員	1		
安全靴	全団員	1		
ヘルメット	全団員	1		
防寒衣	全団員	1		
雨衣	全団員	1		
消防団員手帳	全団員	1		
階級章	全団員	1		
方面団長章	方面団長	1		
名札	全団員	1		

別記様式（第 5 条関係）

貸与被服（亡失・損傷）届

年 月 日

（宛先）津市消防団長

津市消防団 方面団 分団
（階級） （氏 名） 印

貸与被服を次のとおり（亡失・損傷）しましたので、津市消防団員被服貸与規程第 5 条第 1 項の規定により届け出ます。

被服の種類	
理 由	
備 考	
上記の理由により（亡失・損傷）したことを確認しました。 年 月 日 津市消防団 方面団 分団 分団長 （氏 名） 印	
処 置	